

吉祥寺南町コミュニティセンター解体工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和8年5月11日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

吉祥寺南町コミュニティセンター解体工事請負契約

吉祥寺南町コミュニティセンター解体工事の施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記

- 1 件 名 吉祥寺南町コミュニティセンター解体工事請負契約
- 2 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号該当）
- 3 契約金額 金275,550,000円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区九段北4丁目2番28号
株式会社ナカノフドー建設
代表取締役社長 飯塚 隆
- 5 工 期 契約確定の日（市議会の議決を得た日）の翌日から令和9年5月31日まで

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。